

介護職員初任者研修受講料の助成事業

世田谷区では、介護人材の確保及び育成・定着を支援するため、「介護職員初任者研修課程」の受講料助成事業を実施しています。



助成要件

以下のすべての要件を満たす方が対象です。

介護職員初任者研修課程を修了後、3ヶ月以内に世田谷区内の福祉施設や介護サービス事業所に介護職員等として就労していること。

助成対象となる就労先は、裏面を参照してください

研修修了時、既に就労されている方（働きながら研修を受講した方）も対象です

労働者派遣法により就労している方は対象になりません

研修修了後、就労した施設等で3ヶ月以上継続して就労中であること。

さらに、登録ヘルパーの方は、従事時間が90時間を超えていること。

申請の期限

上記の助成要件をすべて満たした日の翌月から3ヶ月以内が申請期限です。

（例）すべての助成要件を4月に満たした方の申請期限は同年7月末日

郵送の場合は、申請期限内に到着することが必要

助成金額

助成金額は、受講料（テキスト代、補講料、実習費等を含む）の9割（千円未満切捨て）ですが、7万2千円が上限額です。

（例）受講料が5万円の場合、助成金額は9割の4万5千円

受講料が8万円を超える場合、助成金額は上限の7万2千円

助成金の総額は、平成29年度予算の範囲内となります。

申請に必要な書類

申請書（区のホームページからもダウンロードできます）

トップページ > くらしのガイド > 福祉・健康 > 高齢・介護 > 介護保険事業者向け情報

> 介護研修に関する情報 > 平成29年度介護職員初任者研修課程の受講料助成事業

初任者研修の修了証明書の写し（介護保険法施行令第3条第1項第2号の研修分）

就労状況を証明する書類（申請書の就労証明欄を使用しても可）

研修指定事業者発行の領収書原本（宛名が申請者のものに限る）

助成対象となる就労先

助成対象となる就労先は、区内に所在する以下の事業所等です。

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の32第1項に規定する介護サービス事業者がその事業を行う事業所

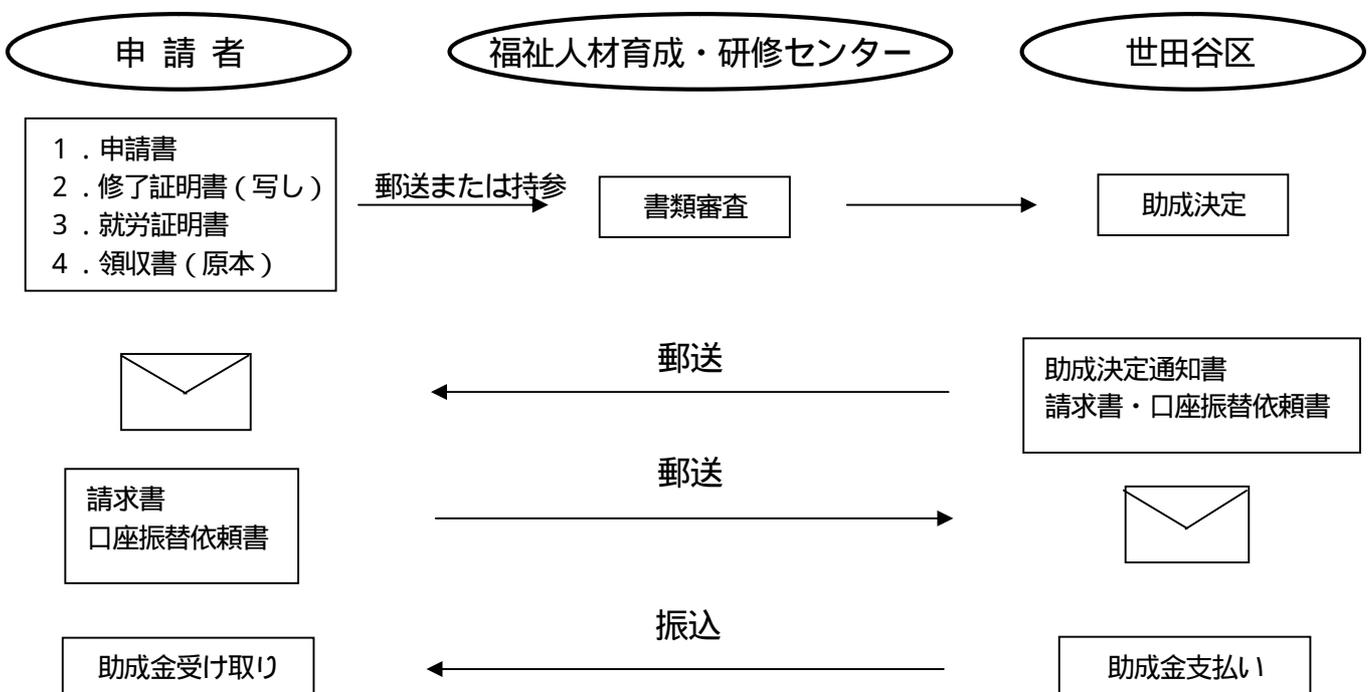
老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する老人福祉施設
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業を行う事業所

児童福祉法（昭和22年12月12日法律第164号）第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援事業所、同法第7条第1項に規定する児童福祉施設

注意事項

- ・申請書は、黒色ボールペンで記入してください（消せるボールペン不可）。
- ・申請書の印は、朱肉を使用する印鑑を使用してください（ネームスタンプ印不可）。
- ・申請書を訂正する場合は、二本線で抹消し申請印で訂正してください。
- ・国や東京都、他の地方公共団体、公益団体等から同種の助成金等を受けた方は対象となりません。
- ・勤務先から受講料の一部が補助されている場合は、受講料からその額を控除します。

申請から助成金の受け取りまで



< 問い合わせ・申し込み先 >

〒157-0066 世田谷区成城6-3-10 成城6丁目事務所棟1階
世田谷区福祉人材育成・研修センター（月～金 8時30分～17時15分）
TEL 03-5429-3100 FAX 03-5429-3101
ホームページ <http://www.setagaya-jinzai.jp>